

意見招請からの変更点（見込み）

※インデントや書式の修正は未記載

項番	ページ	章番号	修正前	修正後	補足	備考
1	4	2.3関係者	-	図から「ユーザー利活用分析・実態把握」を削除	予算内示額を踏まえ、ユーザー利活用分析・実態把握業務を削除	
2	5	2.3関係者	-	以下を削除 ユーザー利活用分析・実態把握 ・システムの機能改善や利便性向上のため、ユーザーの本システム利用に関する情報やニーズを分析し、結果を当省に提出する。また、本システムに対する機能改善提案を行う。	予算内示額を踏まえ、ユーザー利活用分析・実態把握業務を削除	
3	14	3.2.2データ収集・更新業務 ③民間データの収集・加工に関する留意事項	民間データの購入経費等の総計として9千万円（税抜き）を見込むこと。	民間データの購入経費等の総計として6.5千万円（税抜き）を見込むこと。	予算内示額を踏まえ、金額を変更	
4	19	3.2.4ユーザー利活用分析・実態把握	-	3.2.4ユーザー利活用分析・実態把握 以下を削除 (1) 本システムの利活用状況・実態把握 今後のシステム開発の参考とするため、本システムの利用者である地方自治体や民間企業等（金融機関、商工団体等）における個別の利活用状況や利用環境、課題に関する分析を実施し、分析結果(改善提案等)を当省に報告すること。調査対象は当省と協議の上で決定し、地方自治体や民間企業等併せて20件程度を見込むこと。	予算内示額を踏まえ、ユーザー利活用分析・実態把握業務を削除	
5	36	8.体制	-	ユーザー利活用分析・実態把握担当 の記述を削除	予算内示額を踏まえ、ユーザー利活用分析・実態把握業務を削除	
6	47	10.その他の事項	-	以下を追加 (3) 契約不適合 ① 委託者は、委託業務が完了した後でも、その成果物もしくは役務行為の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、受託者に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の履行の追完をさせることができる。 ② 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約不適合の事実を知った時から1年以内に受託者に通知することを要する。ただし、受託者が、本委託業務の成果物もしくは役務行為の成果を委託者に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。 ③ 受託者は、本委託業務の成果物もしくは役務の成果について、契約不適合のある場合、速やかに、履行を追完すること。 ④ 前項の規定により、追完を行うときには、不適合の原因と追完の方法、追完を行った場合の影響について当省に提示し、了承を得ること。 ⑤ 受託者は、当省が了承した計画にもとづいて、調査及び必要な修補又は履行の追完を実施するとともに設計書、マニュアル等の関連する納入成果物も併せて修正の上、提出すること。 ⑥ 受託者が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、委託者は、受託者の負担にて第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて受託者に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか委託者が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、委託者は、受託者に対し、第1項の催告をすることなく、委託者の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。	契約形態の変更（準委任→請負）に伴い、記述を追加	
7	49	11.主なスケジュール	-	図から「ユーザー利活用分析・実態把握」を削除	予算内示額を踏まえ、ユーザー利活用分析・実態把握業務を削除	
8	51	13.1納品物一覧	RESASに関するユーザーの利用状況を報告書として当省に提出する。	RESASに関するユーザーの利用状況を報告書として当省に提出する。令和6年3月分の対象期間については当省と協議の上決定すること。	契約形態の変更（準委任→請負）に伴い、記述を追加(成果物の作成範囲を詳細化)	